

USPTO、Arthrex 最高裁判決を踏まえた長官によるレビューの暫定手続を開始

2021 年 7 月 7 日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

6 月 29 日、USPTO は、U. S. v. Arthrex Inc. 事件の最高裁判決¹を踏まえて、特許審判部（PTAB）の決定を USPTO 長官がレビューするための暫定的な手続を開始したことを公表した²。

暫定的な手続では、長官によるレビューは長官の裁量により（*sua sponte*）、もしくは当事者の請求により、開始される。当事者は、当事者系レビュー（IPR）手続または付与後レビュー（PGR）の最終書面決定に対して、電子システム（PTAB E2E）を通して長官によるレビューを請求する。同時に、USPTO に対し、レビューの請求について E メールで通知する必要がある。

レビューを請求できるのは事件の当事者のみである。請求の期限は、PTAB の最終書面決定もしくは PTAB による再審理から 30 日以内とされている。当事者が正当な理由で事前に期限の延長を請求した場合には、長官は期限を延長することができる。Arthrex 判決時点で請求期限を過ぎていた場合には、期限の免除を申請可能である。

暫定的な手続の期間中は、請求料金は無料とされている。

当事者は、長官によるレビューに加えて、同じ PTAB パネルによる再審理を請求することもできる。PTAB による再審理の結果に対して、長官によるレビューを請求することもできる。長官によるレビューの結果については、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）に上訴できる。

長官によるレビューは事実問題及び法律問題を対象に、最初から（*de novo*）行われる。長官の判断を補助する仕組みとして、USPTO の職員等から構成される諮問委員会のような組織が検討されている。

現在の手続は暫定的なものであり、今後、関係者の意見を踏まえて変更するとされている。USPTO はこの手続きについて、質問や意見を募集している³。

（以上）

¹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2021/20210623.pdf

² <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-issues-information-implementation-supreme-courts-decision-us-v-arthrex>
手続の詳細は以下のウェブページに掲載されている。

<https://www.uspto.gov/patents/patent-trial-and-appeal-board/procedures/uspto-implementation-interim-director-review>

³ 問合せ先は以下のウェブページに掲載されている。

<https://www.uspto.gov/patents/patent-trial-and-appeal-board/procedures/arthrex-qas>